

令和5年度高井田苑事業計画

障害者支援施設 高井田苑

1 基本方針

利用者の安全と命を守ることを第一に、人権を尊重し、権利擁護を意識した利用者主体のサービスの提供を目指す。

- (1) 利用者一人ひとりの持っているエンパワメントが発揮できる支援計画を作成し、地域の様々な社会資源を活用しながら、利用者のQOLの向上が図れるよう支援する。
- (2) 施設は地域生活への準備の場として捉え、利用者が地域で安心して暮らせるようグループホームや相談支援とも連携しながら支援する。
- (3) 施設利用者にとどまらず、地域で生活されている障がいのある方を支援できる施設運営を目指す。
- (4) 利用者に質の高いサービス提供ができるよう支援者の専門性の向上と人材育成に努める。

2 利用者の概況（令和5年3月1日現在）

1階利用者数	女性利用者 10名	男性利用者 1名
2階利用者数	男性利用者 19名	

- 男性 最年少年齢 33歳 最年長年齢～62歳 平均年齢 47.2歳
- 女性 最年少年齢 32歳 最年長年齢～69歳 平均年齢 51.3歳

3 事業実施項目

(1) サービスの充実と専門的ケアの提供について

①1階1グループ、2階2グループのユニット形式をとり、生活の見直しを行い利用者のQOL向上を図る。

②利用者の高齢化に備え、支援方法（介護技術含む）とハードの整備を進める。

③日中活動の充実を図るため、一人ひとりに合った活動の形態を整えていく。

④食生活の充実

法人直営の給食提供により、利用者ごとの栄養ケア計画に基づく栄養管理を行うとともに、利用者ニーズ（嗜好や障がい特性に配慮した）を尊重し、楽しめる食事の提供を行う。

⑤生活環境の整備

老朽化により多くの箇所では修繕・改装が必要となってきたことから優先順位をつけ改善し、快適な環境を作る。

⑥余暇活動

定期的に行う利用者自治会等で意見を聴き、食事や行事等に反映する。

また、コロナの影響で行えていなかった日帰り旅行については、利用者の希望を聞きながら特性に配慮し、小グループでの活動を企画する。

【主な年間行事】

実施に向けて周囲の状況を見ながら内容や規模等を検討して実施する。

4月	花見	季節の行事を一緒に盛り上げ楽しむ。
7月	武田塾納涼祭	武田塾納涼祭に参加し、野菜の販売を行う。
8月	夏祭り（花火）	花火を楽しみながら、夕涼みの会（軽食の提供）を開催する。
9月	高井田苑祭 家族会との懇親会	高井田苑敷地内で他事業所も含めた模擬店販売を中心に行い、ボランティア等による出し物を行う。
10月	懇親旅行 グループ旅行	利用者とその家族も一緒に旅行に行き、親睦交流を図る。 小グループによる利用者の希望に合った旅行を行う。
11月	グループ旅行 大掃除	利用者の希望にあった旅行計画を立てる。 利用者・家族にも参加してもらい、苑内外の掃除を行う。
12月	クリスマス会	利用者に企画から参加してもらい、季節の行事を一緒に盛り上げ楽しむ。クリスマスらしい軽食の提供も行う。
2月	KSR文化祭	

その他、折々にお楽しみ昼食会やイベントを開催。

⑦資質の向上

経験年数に応じて新任職員・中堅職員・リーダー職員・職種別の研修や、講師を招いて小グループによる横断的なケアカンファレンスを行う。

また、状況を見ながら可能な限り他施設（施設入所、生活介護、就労継続支援、グループホーム等）の見学や各種研修等積極的に参加する。

(2) 人材の確保と育成の体制整備について

良質なサービス提供体制の確保のためには、適正な人の配置は必要不可欠である。しかし、慢性的な人材不足の状況が続いており、現状改善するために以下の項目について実践していく。

①リクナビ（インターネット求人）の活用

②ハローワーク、福祉人材センター主催の求職者フェア等の積極的な参加

③社会福祉実習養成校や近隣大学に対して、定期的に情報交換を行い実習生・ボランティアの受入れから職員採用に繋げる。

④キャリアアップ制度の構築

各種資格取得（社会福祉士や介護福祉士、サービス管理責任者など）の奨励などキャリアアップを計り、職員のモチベーションアップに繋げる。

(3) 地域福祉と社会貢献の推進について

①グループホームひなたの多目的ホールの活用

- ・地域交流事業として、創立記念日、高井田苑祭などの時に市民講座や相談コーナーを設け地域との交流と情報提供に努めていく。
- ・災害時の支援拠点として避難所や福祉避難所など、柏原市・地域自治会と連携し取り組みを進めていく。

②在宅生活者への支援

- ・相談支援事業所「さんねっと」と連携して在宅生活者のニーズ（短期入所サービス・日中一時支援事業）に応えていく。
- ・柏原市、藤井寺市との間で地域生活支援拠点に係る緊急時の受入れ業務を継続する。

(4) 職住分離の実現に向けた生活介護の充実

①新たな生活介護の設置

②日中活動班の見直し

上記の活動を検討していく経過の中で、改めて利用者の特性を活かすことのできる日中活動の見直しを図り、一人ひとりに合ったサービスの充実を目指す。

(5) 施設・事業所のサービス

①施設管理

- ・建物の老朽化とともに各所設備の修理、交換が必要な箇所があり、快適な生活空間を提供するため日頃からの清掃とメンテナンスを行う。

②事業管理について

ア) 利用者の健康管理

協力医療機関の協力を得て利用者の健康管理と病気の早期発見、早期治療に努める。毎週水曜日に歯科往診を実施、歯の治療及び口腔ケアを行うことでいつまでも自身の歯で食事を楽しむことが出来るように努める。

月2回、協力医療機関（内科）往診での情報共有と医師によるアドバイスを受ける。年2回健康診断を実施し、必要に応じて市の無料検診等の受診を行う。

イ) 栄養マネジメント

各利用者の栄養健康状態に着目し、健康維持の増進、疾病またはその重症化の予防等、適切な食事を提供するため管理栄養士による栄養マネジメントを引き続き実施する。

ウ) 施設入所支援

- ・積極的に社会資源を活用した旅行や買い物など、ごく普通の社会経験の機会を提供することで、地域での生活を想定した支援を行う。
- ・安心・安全な施設生活が送れるように、転倒時の緩衝剤など生活空間の整備を行う。

エ) 自治会活動

利用者自治会で利用者から出た意見を元に、施設に対する意見や要望を組み入れたサ

サービス提供を行う。

(6) 日中活動支援

【支援方針】

- ・利用者の障がい特性にあった作業種目を提供し、作業を通じて達成感を感じ、各利用者の力が発揮出来るよう支援する。
- ・社会資源の活用を積極的に行い、地域との繋がりを感じられるように支援する。
- ・様々な学習会を通じ学ぶことの楽しさと、それらを実践することによる達成感を感じられるよう支援する。

(7) 人権尊重と虐待防止の徹底

- ・倫理綱領および職員行動指針の見直し
- ・虐待防止委員会
- ・身体拘束等適正化委員会

利用者の人権を尊重した支援サービスを推進するため、講師を招いた内部研修や関係団体が行う研修等にも参加し、虐待防止に対する意識を深める。

「虐待防止」「身体拘束の廃止」が目的ではなく、「人としての尊厳」「自立支援」の視点に立ち、個別ケアを重視したサービス提供の質の向上を目指す。

(8) 感染症や災害等緊急時における事業継続体制

感染症はじめ災害が懸念される場合に備え、事業継続計画に基づき、実施すべき事前対策や感染防止対応ならびに業務の継続・縮小等について行う。

当施設の社会的責任を全うするため、本計画に関する基本方針により、

①利用者の安全確保

利用者は一般の人と比べ、相対的に抵抗力・体力が弱いことに留意する。

②サービスの継続

利用者の健康・身体・生命を守る機能をできる限り維持する。

③職員の安全確保

業務の特性上、職員は一般企業と比べ感染リスクが高いことに留意して感染防止に努める。